

令和 5 年度 基本評価における政策評価実施方針（案）について

実施方針の変更の主なポイント

- **令和 4 年度特定課題評価の全体意見である「適切な指標の設定」を踏まえ、次のとおり基本評価の実施方法を見直し、実施方針を変更する。**
 - **成果指標設定基準の明確化**

政策評価の目的の一つである「道政の透明性の確保と道民への説明責任を果たす」観点から、施策の目標達成や現状の改善、課題の解決など、取組の成果を分かりやすく説明できるよう、適切な成果指標の設定に関する実施に係る細目として、新たに「成果指標の設定に関する基準」を策定
〔一次政策評価実施方針の第 2 の 3 (2) 及び第 3 の (8)、成果指標の設定に関する基準〕
 - **その他統計数値等を用いた評価の実施**

道民の認識や道政課題等に関連する客観的なデータや根拠を用いた、道民への分かりやすい説明に資するよう、新たに「その他統計数値等」を用いた評価を実施することから、その趣旨を実施方針に明記
〔一次政策評価実施方針の第 3 の 4 (1) 〕
- **最新の情報（最新数値）について、可能な限り一次政策評価への反映に努めることから、実施方針に明記する。**

〔一次政策評価実施方針の第 3 の 5 〕